

香川県条例第43号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例
 (香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号(同法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項(同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。)、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法(昭和25年法律第144号)第39条第1項、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号、第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号(同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。)、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号(同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。)、第81条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(同法第37条第2項、第38条第3項(同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。))及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。)、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第13条第1項並びに健康保険法等の一</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第2項第1号(同法第21条の5の16第4項及び第24条の9第2項(同法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第16条第1号において同じ。)、第21条の5の18第1項及び第2項、第24条の12第1項及び第2項並びに第45条第1項、生活保護法(昭和25年法律第144号)第39条第1項、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号、第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号(同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))、第74条第1項及び第2項、第79条第2項第1号(同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。)、第81条第1項及び第2項、第86条第1項、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の11の規定により同法第70条の2第4項の規定を読み替えて準用する場合を含む。第16条第2号において同じ。))並びに第115条の4第1項及び第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(同法第37条第2項、第38条第3項(同法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。))及び第41条第4項において準用する場合を含む。第16条第3号において同じ。))、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた</p>

部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。

（基準の一般原則）

第3条 略

（記録の整備等）

第7条 社会福祉施設等（別表第1の1の項、4の項、5の項及び18の2の項に掲げる施設に限る。）の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5年間保存しなければならない。

（業務の質の評価等）

第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準（以下「基準」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、社会福祉に関する施設又は事業であって別表第1の左欄に掲げるものをいう。

（基準の一般原則）

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 略

（記録の整備等）

第7条 社会福祉施設等（別表第1の1の項、4の項及び5の項に掲げる施設に限る。）の設置者は、当該社会福祉施設等の入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他の規則で定める記録等を整備し、規則で定めるところにより、5年間保存しなければならない。

（業務の質の評価等）

第8条 社会福祉施設等（別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（次項において「乳児院等」という。）並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。）の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めなければならない。

2 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）	略
2～17 略	
18 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業	略
18の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第1号）
19 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設	略

社会福祉施設等	法令
1 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
2～17 略	
18 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業	略
19 平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設	略

（香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正）

第2条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、<u>認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）</u>の認定の要件について定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、<u>認定こども園の認定の要件について定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>幼保連携型認定こども園</u> 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供さ</p>

(1) 略

- ア 別表の第1の(1)に規定する要件を満たす幼稚園
- イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であって、別表の第1の(2)に規定する要件を満たすもの

(2) 略

- (3) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育機能施設である認定こども園をいう。

(認定の要件)

第3条 略

別表（第3条関係）

第1 教育及び保育の提供

- (1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校

れる建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている認定こども園であつて、別表の第1の(1)に規定する要件を満たすものをいう。

- (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。

- ア 別表の第1の(2)に規定する要件を満たす幼稚園
- イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち、同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている認定こども園であつて、別表の第1の(1)に規定する要件を満たすもの

- (3) 保育所型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす保育所である認定こども園をいう。

- (4) 地方裁量型認定こども園 別表の第1の(3)に規定する要件を満たす認可外保育施設である認定こども園をいう。

(認定の要件)

第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。

別表（第3条関係）

第1 教育及び保育の提供

- (1) 当該施設が幼保連携施設である場合にあつては、次のいずれかに該当する施設であること。

- ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

- イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

- (2) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校

教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(2) 当該施設が連携施設である場合にあっては、次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を行うに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 当該施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第2 職員の配置

(1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね20人につき1人

教育法第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。

(3) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

第2 職員の配置

(1) 次のアからオまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからオまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の保育に従事する職員を置くこと。この場合において、保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

ア 満1歳に満たない子ども 当該子どもおおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない子ども 当該子どもおおむね6人につき1人

ウ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども(以下「短時間利用児」という。) 当該子どもおおむね35人につき1人

エ 保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども(以下「長時間利用児」という。)のうち、満4歳に満たない子ども

エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人

(2) 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）を置くこと。この場合において、1学級の子どもの数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、35人以下とすること。

(3) 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）又は幼稚園の助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ。）を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者とするができる。

(3) 略

(4) (2)のただし書の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

当該子どもおおむね20人につき1人

オ 長時間利用児のうち、満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね30人につき1人

(2) 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）を置くこと。この場合において、1学級の子どもの数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、35人以下とすること。

(3) 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）又は幼稚園の助教諭の臨時免許状（同条第4項に規定する臨時免許状をいう。）をいう。以下同じ。）を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者とすることができる。

(3) 略

(4) (2)のただし書の規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する職員は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、長時間利用児の保育に従事する職員を保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、長時間利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

第4 施設設備（園舎及び保育室等）

(1) 連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア・イ 略

(2) 園舎（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備を除く。（6）において同じ。）の面積は、次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であること。

学級の数	面積
1	180平方メートル
2以上	100平方メートルに学級の数から2を減じて得た数を乗じて得た面積に320平方メートルを加えて得た面積

(3) 法第4条第1項の規定による申請（以下単に「申請」という。）の際現に保育所等の用に供されている施設のみで構成される保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において、(5)及び(8)に規定する要件（満2歳未満の子どもの保育を行わない場合にあつては、(5)に規定する要件）を満たすときは、(2)に規定する要件を満たすことを要しない。

(4)・(5) 略

(6) 満3歳以上の子どもの教育又は保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積については、申請の際現に幼稚園又は保育機能施設の用に供されている施設のみで構成される幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において、園舎の面積が(2)に規定する要件を満たすときは、(5)に規定する要件を満たすことを要しない。

(7) 満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、保育室又は遊戯室のほか、乳児室又はほふく室を設けること。

(8) 乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

第4 施設設備（園舎及び保育室等）

(1) 幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等については、それぞれの用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

ア・イ 略

(2) 園舎（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備を除く。（6）において同じ。）の面積は、次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であること。

学級の数	面積
1	180平方メートル
2以上	100平方メートルに学級の数から2を減じて得た数を乗じて得た面積に320平方メートルを加えて得た面積

(3) 既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所の用に供されている施設をいう。以下同じ。）のみで構成される幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園において、(5)及び(8)に規定する要件（満2歳に満たない子どもの保育を行わない場合にあつては、(5)に規定する要件）を満たすときは、(2)に規定する要件を満たすことを要しない。

(4) 保育室又は遊戯室を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。

(6) 満3歳以上の子どもの教育又は保育の用に供する保育室又は遊戯室の面積については、既存施設のみで構成される幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園において、園舎の面積が(2)に規定する要件を満たすときは、(5)に規定する要件を満たすことを要しない。

(7) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、保育室又は遊戯室のほか、乳児室又はほふく室を設けること。

(8) 乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

第5 施設設備（調理室）

(1)・(2) 略

(3) (1)の規定にかかわらず、幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第6 施設設備（屋外遊戯場）

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについてアの規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

略

(3) (2)の規定にかかわらず、申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設のみで構成される認定こども園においては、屋外遊戯場の面積は、次のアからウまでに掲げる認定こども園の区分に応じ、当該アからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 略

イ 略

ウ 地方裁量型認定こども園 (2)のア又はイに規定する基準

(4) (1)の規定にかかわらず、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該

第5 施設設備（調理室）

(1) 調理室を設けること。

(2) 略

第6 施設設備（屋外遊戯場）

(1) 屋外遊戯場を設けること。

(2) 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。

ア 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

イ 次の表の左欄に掲げる学級の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積に、満2歳以上満3歳に満たない子どもについてアの規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級の数	面 積
2以下	30平方メートルに学級の数から1を減じて得た数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えて得た面積
3以上	80平方メートルに学級の数から3を減じて得た数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えて得た面積

(3) (2)の規定にかかわらず、既存施設のみで構成される認定こども園においては、屋外遊戯場の面積は、次のアからウまでに掲げる認定こども園の区分に応じ、当該アからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 幼保連携型認定こども園 (2)のア又はイに規定する基準

イ 幼稚園型認定こども園 (2)のイに規定する基準

ウ 保育所型認定こども園 (2)のアに規定する基準

(4) (1)の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、屋外遊戯場を次

認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

ア～オ 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 略

ア 略

イ 認定こども園として配慮すべき事項

ウ～カ 略

第8 略

第9 子育て支援事業

(1) 略

(2) 略

ア 略

イ 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者への支援を通じて保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を支援すること。

ウ・エ 略

第10 管理及び運営等

(1) 略

(2) 教育及び保育の時間等

ア 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則として、保護者の労働時間その他の家庭の状況等

に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

ア～オ 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づくとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) 教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定めるものに適合すること。

ア 略

イ 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

ウ～カ 略

第8 略

第9 子育て支援事業

(1) 略

(2) 子育て支援事業については、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に留意して実施すること。

ア 略

イ 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者への支援を通じて保護者自身の子育ての能力の向上を支援すること。

ウ・エ 略

第10 管理及び運営等

(1) 略

(2) 保育時間等

ア 児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則として、保護者の労働時間その他の

を考慮して定めること。

イ 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の实情に応じて定めること。

(3)～(11) 略

家庭の状況等を考慮して定めること。

イ 開園日数及び開園時間は、児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の实情に応じて定めること。

(3)～(11) 略

(香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

第3条 香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項及び<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第4条 略</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 <u>会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会に属すべき委員は、会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。</u></p> <p>4 <u>部会長は、当該部会の事務を掌理する。</u></p> <p>5 <u>部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u></p> <p>6 <u>会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。</u></p> <p>7 <u>前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、香川県子ども・子育て支援会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p>

(雑則)
第6条 略

(雑則)
第5条 略

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条の規定（香川県子ども・子育て支援会議条例第1条の改正規定を除く。以下同じ。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前において現に存する第2条の規定による改正前の香川県認定こども園の認定の要件に関する条例第2条第2号から第4号までに規定する幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の職員の配置については、同日から起算して5年間は、第2条の規定による改正後の香川県認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第2の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(香川県子ども・子育て支援会議条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第3条の規定による改正後の香川県子ども・子育て支援会議条例第1条に規定する香川県子ども・子育て支援会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項を調査審議することができる。